

2025 年度 特定機能病院監査報告書

－慶應義塾大学病院－

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの 2025 年度の慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会（以下「監査委員会」という）における監査結果を以下のとおり報告する。

1. 監査の概要（方法およびその内容）

医療法施行規則第 15 条の 4 の 2 に規定される監査委員会として慶應義塾が設置する特定機能病院監査委員会において、管理者等からの報告に基づき、医療安全管理責任者業務、医療安全管理委員会活動、医療安全管理部等業務、医薬品安全管理業務、医療機器安全管理業務、医療放射線安全管理業務、感染制御業務等を監査した。監査対象となる責任者、部門、委員会の業務の執行状況等について、2026 年 8 月 3 日に開催した監査委員会において、当該担当者等から資料の提出および報告を受け、必要に応じて質疑および説明を求めた。

2. 前回指摘事項の改善状況報告

前回の指摘事項について、各々の報告者より、改善状況の報告を受けた。

(1) インシデント・アクシデント報告

- ・レポート提出目標「ひとり 1 件以上」を設定し、報告件数および達成割合を部署別・診療科別に算出し報告。
- ・GOOD JOB 賞、医療安全貢献賞の表彰制度を継続し、良い取組みを院内に共有。
- ・非懲罰的対応に関する管理者等への講義を実施。
- ・インシデントレポート運用に関するアンケートを実施。

(2) 遺族に病理解剖等の説明に使用する文書

- ・表現を改め、文書を改訂。

(3) パニック値

- ・調査の結果、当日中に適切な対応が実施されていることを確認。

3. 監査項目

以下の各監査項目に対し、業務および活動状況の報告を受けた。

- (1) 医療安全管理体制
- (2) 医療安全管理委員会活動状況
- (3) 医療安全管理部等業務状況
- (4) 医薬品安全管理業務状況
- (5) 医療機器安全管理業務状況
- (6) 医療放射線安全管理業務状況
- (7) 感染制御業務状況
- (8) その他必要と思われる事項

4. 監査結果

監査委員会において、前回指摘事項に対する改善状況報告、2025 年度における医療安全管理責任者業務、医療安全管理委員会活動、医療安全管理部等業務、医薬品安全管理業務、医療機器安全管理業務、医療放射線安全管理業務、感染制御業務等について監査した結果、医療に係る安全管理が適切に実施されていることを確認した。

<指摘事項>

- ・インシデント・アクシデント報告について、セーフティマネジャーおよび看護師長による確認・承認が報告者の心理的負担となり、報告を妨げる可能性があるため、報告者側の意見も踏まえ、承認制度のあり方について引き続き検討いただきたい。
- ・パニック値について、連絡を受けてからどの程度迅速に対応されたかを把握できるよう、特に外来患者について、対応までの時間が分かる形で報告いただきたい。
- ・診療上の重要な変更事項や確認事項について、個別事例の対応にとどまらず、確実に情報共有または引き継ぎが行われるよう、組織横断的な対策を検討いただきたい。

<その他の事項>

- ・インシデント・アクシデント報告において、「分類不能」や「ビジター」について、具体的な内容が分かるよう示して誤解を生じないようにしていただきたい。
- ・死亡・死産事例について、死亡事例と死産事例を区別した数値を示していただきたい。
- ・重篤なインシデント・アクシデント事例について、具体的な再発防止策の実施状況およびその効果、院内での周知状況、遺族への説明状況を示していただきたい。
- ・RRT および院内救急チームの活動実績について、入院患者と外来患者を区別して示していただきたい。
- ・レントゲン再撮影率について、継続的にデータを示していただきたい。
- ・手指衛生遵守率について、部署別に改善状況が分かるよう示していただきたい。
- ・病棟薬剤師について、タスクシフトや病棟安全への貢献は評価でき、今後のさらなる活動に期待したい。
- ・生体情報モニターについて、テクニカルアラーム削減に向けた取組みは評価でき、安全なモニタリング体制のさらなる充実に期待したい。

2026 年 9 月 15 日

慶應義塾大学病院特定機能病院監査委員会

委員長	山口 徹
委員	宇都宮 啓
委員	竹下 千尋
委員	福井トシ子
委員	山口 育子